

自己点検事項

◇ 超急性期脳卒中加算(A205-2)

(1)当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会を受講している。

(適 ・ 否)

点検に必要な書類等

- ・専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師の出勤簿
- ・経験年数の分かる書類
- ・脳梗塞t-PA適正使用に係る講習会等の受講が確認できる文書

※ 当該常勤の医師は専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。

(2)脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されている。

(適 ・ 否)

(3)脳卒中治療を行うにふさわしい専用の治療室を有している。

(適 ・ 否)

※ 当該治療室はICUやSCUと兼用であっても構わない。

(4)当該治療室内に次に掲げる装置及び器具を常時備えている。

(適 ・ 否)

ア 救急蘇生装置(気管内挿管セット、人工呼吸装置等)

イ 除細動器

ウ 心電計

エ 呼吸循環監視装置

※ これらの装置及び器具を他の治療室と共有していても緊急の事態に十分対応できる場合においては、この限りでない。

(5)コンピューター断層撮影、磁気共鳴コンピューター断層撮影等の必要な脳画像撮影及び診断、一般血液検査及び凝固学的検査並びに心電図検査が常時行える体制である。 (適 ・ 否)

医療機関コード

保険医療機関名